

令和3年7月15日

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 様

埼玉県知事	大野 元 裕
千葉県知事	熊谷 俊 人
東京都知事	小池 百合子
神奈川県知事	黒岩 祐 治

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等について

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が増加傾向にあることを踏まえ、7月8日の国の対策本部会議において、1ヶ月以上の長期間にわたる東京都への緊急事態宣言の発令及び埼玉県・千葉県・神奈川県へのまん延防止等重点措置の延長が決定された。

爆発的な感染拡大を阻止するためには、今後も引き続き、一都三県で緊密に連携し、効果的な感染防止対策に全力で取り組んでいく必要がある。

一方で、これまでの度重なる休業要請や営業時間短縮要請等の措置により、事業者等は極めて厳しい経営状況に置かれており、今後も事業者と同様の協力を求めていくためには、経営状況に応じた適切な支援が不可欠である。

さらに、引き続き地域の実情に応じて、感染拡大防止や医療提供体制の強化にも取り組む必要がある。

しかしながら、各都県の財政状況が非常に厳しい中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方単独事業分、事業者支援分はすでに不足しており、引き続き実効性のある対策を講じることは困難な状況にある。

ついては、以下の事項について早急に措置を講じられるよう要望する。

- ・ 配分が留保されている事業者支援分2,000億円を早期に交付すること
- ・ 事業者支援分2,000億円の配分にあたっては、緊急事態宣言等の実施状況やこれまでの感染者数、医療需要など感染状況の実態を反映するとともに、財政力にかかわらず地域の実情に応じた十分な額を措置すること
- ・ 地方単独事業分、事業者支援分を速やかに増額すること
- ・ 即時対応特定経費交付金の期限を撤廃すること
- ・ 大規模施設等協力金の国負担割合を復元すること
- ・ 規模別協力金の下限単価を引き上げるとともに、協力金の迅速な支給に向け、事務費を拡充すること
- ・ さらに、規模別協力金の早期給付に取り組む場合は、支払回数や確認作業の増などにより事務量が大幅に増えることから、事務費等の必要な財源を措置すること
- ・ 早期給付後に要請に従っていないことが判明した場合、協力金の返還が発生し、将来にわたり債権管理が必要なことから、こうした課題を踏まえた制度設計を行うこと
- ・ 回収が不可能となった協力金について、都道府県の財政負担が生じないよう国が必要な財政措置を講じること